

○立山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成18年 3 月28日

条例第 3 号

立山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を公布する。

立山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)の規定に基づき、法第234条の 3 の規定による契約(以下「長期継続契約」という。)の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。